

(記号及び番号)

年 月 日

(あて先)秋田県知事

申請者 住 所
氏 名

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

水道事務所 所 在 地

水道事業の変更の認可について(申請)

〇〇水道事業の 〇〇 を変更したいので、水道法第10条第2項の規定により別紙関係書類を添えて申請します。

- 1 水道事業の変更理由書
- 2 水道事業の変更に関する意志決定を証する書類(地方公共団体以外の法人又は組合が申請する場合)
- 3 市町村の同意を得た旨を証する書類(市町村以外の者が申請する場合)
- 4 事業計画書(変更前、変更後の内容が確認できるもの)
- 5 工事設計書(変更前、変更後の内容が確認できるもの)
- 6 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類
- 7 定款、寄附行為又は規約の写し(地方公共団体以外の法人又は組合が申請する場合)
- 8 給水区域が他の水道事業及び小規模水道事業の給水区域と重複しないこと並びに給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類
- 9 図面及び地図
 - (1) 給水区域が他の水道事業及び小規模水道事業の給水区域と重複しないこと並びに給水区域内における専用水道の状況を示した給水区域を明らかにする地図(縮尺：1/10,000～1/25,000)
 - (2) 水道施設の位置を明らかにする地図(縮尺：1/10,000～1/25,000)
 - (3) 水源の周辺の概況を明らかにする地図(縮尺：1/1,000～1/5,000)
 - (4) 取水場、浄水場、配水場等であって、新設、増設又は改造されるものの一般平面図(縮尺：1/500～1/1,000)
 - (5) 新設、増設又は改造される主要な水道施設の水位高低図(縮尺：縦1/100又は1/200、横は任意)
 - (6) 新設、増設又は改造される主要構造物の一般図(縮尺：1/100～1/500)
 - (7) 新設、増設又は改造される主要構造物の構造詳細図(縮尺：1/10～1/100)
 - (8) 導水管きょ、送水管及び主要な配水管であって、新設、増設又は改造されるものの配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図(縮尺：平面図は1/1,000～1/10,000、縦断面図は縦1/200～1/400、横1/1,000～1/5,000)
 - (9) 既設水道の取水場、浄水場及び配水場の平面図(縮尺：1/500～1/1,000)
 - (10) 既設水道の導水管きょ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図(縮尺：1/1,000～1/10,000)

- 備考
- 1 項目4は、様式第4号を準用してください。(ただし、水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更しようとする場合は、同様式の項目12を除く。)
 - 2 項目5は、様式第5号を準用してください。この場合において、同様式中「主要施設水理計算書」とあるのは「新設、増設又は改造される主要施設及び当該新設等により従前の水理計算の結果に変更を生じる主要施設に関する水理計算書」と、「主要構造物構造計算書」とあるのは「新設、増設又は改造される主要構造物及び当該新設等により従前の構造計算の結果に変更を生じる主要構造物に関する構造計算書」と読み替えるものとします。
 - 3 給水区域を拡張しようとする場合は、項目6及び項目9(3)は不要です。
 - 4 給水人口を増加させようとする場合は、項目3、6並びに9(3)、(9)及び(10)は不要です。
 - 5 給水量を増加させようとする場合は、3並びに9(9)及び(10)は不要です。
 - 6 水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合は、項目2、3、7、8並びに9(1)、(9)、及び(10)は不要です。
 - 7 浄水方法を変更しようとする場合は、項目2、3、6、7、8並びに9(1)、(9)及び(10)は不要です。
 - 8 項目9(1)及び(2)は、一葉の地図として調製しても差し支えありません。